

平成26年第5回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成26年6月27日（金曜日）

議事日程（第6号）

平成26年6月27日（金）午後2時00分開議

第1（総務文教常任委員会付託案件）

議案第70号から議案第73号まで、議案第77号、議案第82号、請願第1号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第66号、議案第69号、議案第74号、議案第75号、議案第78号、議案第83号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第67号、議案第68号、議案第79号から議案第81号まで

第2 議案第76号

第3 議会議第1号

第4 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	20番	祝優雄君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 甲斐元也君 副市長 金子優君

教 育 長	児 玉 勝 巳 君	総合政策監	池 町	孝	円 君
会計管理者	原 田 道 夫 君	総務課長	計 良 孝	晴	君
総合政策長	渡 辺 竜 五 君	行政改革長	本 間	聡	君
世界遺産長	安 藤 信 義 君	財務課長	伊 貝 秀 一 君		
地域振興長	計 良 隆 弘 君	交通政策補佐	計 良 朋 尚 君		
市民生活長	村 川 一 博 君	税務課長	川 上 達 也 君		
環境対策長	名 畑 匡 章 君	社会福祉長	鍵 谷 繁 樹 君		
高齢福祉長	後 藤 友 二 君	農林水産長	山 本 雅 明 君		
観光振興長	濱 野 利 夫 君	産業振興長	市 橋 秀 紀 君		
建設課長	金 田 一 則 君	下水道長	和 倉 永 久 君		
学校教育長	吉 田 泉 君	社会教育長	大 橋 幸 喜 君		
両津病院院長	小 路 昭 君	選挙管理委員会	小 林 泰 英 君		
監査委員長	菊 地 誠 君	農業委員会	長 敏 宏 君		
消 防 長	深 野 俊 之 君	危機管理幹	坂 田 和 三 君		
契約管理幹	伊 藤 浩 二 君	庁舎整備幹	鈴 木 一 郎 君		
国営かんばい推進主幹	北 嶋 富 夫 君				

事務局職員出席者

事 務 局 長	源 田 俊 夫 君	事務局次長	中 川 雅 史 君
議事調査係	齋 藤 壮 一 君	議事調査係	太 田 一 人 君

午後 2時00分 開議

○議長（根岸勇雄君） ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

発言の訂正

○議長（根岸勇雄君） ここで村川市民生活課長から発言を求められておりますので、これを許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 6月23日の本会議において、議案第83号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する中川直美議員の質疑に対し、私から1人当たりの保険税を10万8,592円、引き上げ額を1万1,500円と申し上げましたが、これはお手元の資料のとおり、保険税10万5,193円、引き上げ額約8,100円が正しい金額でありましたので、謹んで訂正いたします。大変申しわけございませんでした。

○議長（根岸勇雄君） 以上で村川市民生活課長の発言は終わりました。

ただいまの発言訂正の件は、会議規則第65条の規定により、議長において許可いたします。（当該箇所247頁の下線部。配布資料のとおり訂正済）

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第70号から議案第73号まで、議案第77号、議案第82号、請願第1号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第66号、議案第69号、議案第74号、議案第75号、議案第78号、議案第83号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第67号、議案第68号、議案第79号から議案第81号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第70号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、消防法施行令の改正に伴い、佐渡市火災予防条例の一部を改正するものであります。当該改正内容は、祭礼等多数の者が集まる催しにおいて火気器具等を使用する者に対して消火器の準備を義務づけることなどであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第71号 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結について。本案は、両津消防署及び消防

団南佐渡方面隊に配備予定の消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）について、５月21日に執行した指名競争入札の落札者と購入契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第72号 小型動力ポンプ付水槽車（2.5t）購入契約の締結について。本案は、中央消防署及び相川消防署高千出張所に配備予定の小型動力ポンプ付水槽車（2.5t）について、５月21日に執行した指名競争入札の落札者と購入契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第73号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本案は、平成26年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億5,823万6,000円を追加し、予算総額を460億6,923万円とするものであります。主な内容は、経済対策として住宅リフォーム支援事業に1億130万6,000円、観光誘客促進緊急事業に1,782万2,000円等を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。意見。産業建設常任委員会。1、7款商工費、1項商工費、3目観光費、観光誘客促進緊急事業について。当該事業は、本年4月から5月にかけての観光客の大幅な減少を受けて誘客を促進するため、夏休み等親子体験促進事業及び佐渡宿泊利用促進事業の2事業を行うものであるが、本委員会は以下の点について指摘する。

（1）、総括的事項について。観光客の大幅な減少の理由を本年4月からの消費税増税によるものとしているが、消費税増税は平成25年10月に決定されていたことであり、観光客の落ち込みは事前に想定されてしかるべきである。さらに、本年4月のときわ丸就航や新潟デスティネーションキャンペーンといった観光面における絶好の要素も加味した上で、市は事前に対策を講じるべきであった。

（2）、夏休み等親子体験促進事業について。当該事業は、当初予算に計上されている教育旅行等誘致事業において執行される友好交流バス事業にプラスしてプレミアムをつけることで緊急的な対策として夏の繁忙期における親子の誘客を図るものであるが、これで効果的な誘客対策となるとは到底考えられない。加えて、経費の効果的な執行の面からも疑念が残るところである。

（3）、佐渡宿泊利用促進事業について。当該事業は、同窓会や同好会を始めとする会議等を行い、一定規模以上の市内宿泊施設への宿泊する団体に対して助成を行うものであるが、通常同窓会は開催日直前に日程や会場が決定されるものではなく、本年度内に行われる同窓会については既に日程や会場が決定されているものと思料する。このような状況の中で当該助成制度を設けたところで効果的な誘客につながるとは到底考えられない。

以上の指摘を踏まえて、所要の見直しを行うよう求める。

2、8款土木費、7項住宅費、1目住宅管理費、住宅リフォーム支援事業について。当該事業の効果が一刻も早く発現されるよう、事務の効率化を図られたい。

議案第77号 相川小学校既存校舎解体工事請負契約の締結について。本案は、相川小学校既存校舎解体工事について、6月5日に執行した一般競争入札の落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第82号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本案は、平成26年度佐渡市一般

会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ7,195万8,000円を追加し、予算総額を461億4,118万8,000円とするものであります。内容は、国民健康保険特別会計への繰出金6,862万9,000円、市営住宅明け渡し請求等の訴えの提起に係る法律顧問委託料332万9,000円を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第1号 佐渡市非核平和宣言の議会決議に関する請願。本請願は、佐渡市非核平和宣言をすすめる会から提出され、佐渡市長に対し非核平和宣言を行うよう要請することなどについて求められているものであります。審査の結果、その趣旨を採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第73号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑に入ります。

村川四郎君の質疑を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） それでは、議案第73号、今ほど総務文教常任委員長から紹介があった一般会計補正予算（第2号）の観光誘客促進緊急事業1,782万2,000円に対しての質疑をさせていただきたいと思います。

私もつい4月まで産業建設常任委員会に4年間いましたので、佐渡の観光問題、非常に苦戦といいますか、難しいということはよくわかっております。それでありながら、今回の予算に関していろいろと疑問を感じているところがありますので、お聞きしたいと思います。この中に意見がつきまして、1、2、3とそれぞれ全く納得する意見がついておるわけです。この意見を見ると、今回の緊急経済対策予算というのは当初から消費税増税云々の反動が来るのはわかっていたというふうに指摘もしていますし、それから夏休み等の親子の体験促進事業に対して今ごろでは遅過ぎるのではないかと指摘もありますし、それから同級会とか同窓会とか同好会の宿泊利用促進事業に関しても、こういうものは少なくとも年度の初めとか昨年ぐらいから決まっていることが多いので、今からこういう予算を上げたところで果たして誘客をふやすことに結びつくのかという指摘もあります。全くそのとおりです。これを見る限り、委員会としては1、2、3全て否定しているわけですね。否定しているのに、なぜこの予算を認めたのかという疑問が湧きます。そこで、委員会でどのような審査がいろんな委員から発言されて、なぜ採択するところまで持っていったのか教えていただきたいのですけれども。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 村川議員の質問にお答えします。

当委員会においては、委員会審査報告書に記載されているとおり、非常に厳しい指摘があったところであります。委員会の場に市長においでをいただき、市長からは既定予算もあることから、その予算も含めて急ぐべき経費は執行させていただきたいが、執行部も知恵を出し、見直しを行う旨の答弁がありました。当委員会としては、この市長答弁を了としたものであります。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君の質疑を許します。

○15番（村川四郎君） 最初から市長も出てくるとは思わなかったのですけれども、今委員長が報告したよ

うに1、2、3と全て否定する否決の意見をつけておいていると。であるのに最後の文言のところで、1、2、3とかなり厳しい意見をつけておきながら、最後のところに「以上の指摘を踏まえて、所要の見直しを行うよう求める」と非常に何かよく意味のわからない甘い表現といえますか、うやむやな表現というか、締まりがない表現というかで締め切って、具体的な指摘がないのです。それで、聞くところによると市長を呼ばれて議論をした中で、この予算の執行において委員会として何か重要な約束事が執行部との間に行われているということも聞くのですけれども、たがをはめてあるとか、はめていないとか、今後この事業内容ではだめだから、9月の議会前に新しく見直しの計画を議員全員協議会などで発表して、それで認めてもらってから執行するのだというような、いろんな臆測もあるのですけれども、その辺のところをちょっと実態はどうか教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 村川議員の2回目の質問にお答えします。

市長をなぜ呼んだのかとのご質問がありますが、当委員会の厳しい指摘を踏まえて市長をお呼びしたものであります。委員会からは、この指摘を踏まえて事業内容を見直していただき、9月定例会を待たずに議員全員協議会において議会にその内容を説明してから執行するということにしていだけないかとの踏み込んだ意見もあったところです。先ほどご答弁申し上げたとおり、市長から見直しを行う旨の答弁があったことから、この答弁の重大さを認識し、所要の見直しを求めるとの意見を付したものであります。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で村川四郎君の質疑は終わりました。

次に、中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 幾つかお尋ねをしたいと思います。

今質疑をされた議員と基本的には同じ問題意識であります。予算にある観光誘客促進緊急事業についてであります。先ほどと重複する部分がありますが、夏場の観光には既に入っているのに夏休みなどに対応するための団体などの観光宿泊対策を直前のこの時期にこれだけの補正を夏に向けて行うというのは極めて深刻な状況に対応するものだが、この対策で一体何を目的としているのかお答え願いたい。

2点目、市長は観光大使というほどの触れ込みで2年以上も経過をしています。また、トキのふれあいプラザや農業遺産、まだ正式には至っていませんが、世界遺産や日本ジオパークもそれなりに知られているわけでありまして。去年は映画「飛べ！ダコタ」、佐渡の相川を舞台にしたテレビ番組などもありました。そして、ことは市の予算を大きく入れてつくったときわ丸の新造船、観光などを主とした観光、広報戦略官など前市政以降観光には非常に大きな力を入れてきたわけでありまして。こういった状況にもかかわらず、観光関連が極めて深刻なのは4月以降の景気状況を反映したものであることは理解できますが、観光対策が体系的に取り組まれていない面があるのではないかと懸念するわけなのですが、その辺はどのように審査されたのかお答え願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 中川直美議員の質問にお答えします。

1点目のご質問ですが、この事業は4月期の両津観光旅館組合加盟の宿泊者数4.8%減と、それから相川旅館組合加盟の宿泊者数18.7%減などといった観光客が大幅に減少している状況に対し、緊急的に対策を行うものであります。この事業による誘客効果により、観光関連業者のみならず、佐渡市経済の低迷を少しでも上向きにし、ひいては市民の深刻な経済状況にも期するものであります。

2点目のご質問ですが、継ぎはぎ、その場しのぎで今後も同じような追加補正が行われるのではないかとこの質問であろうかと思いますが、当委員会では先ほど村川議員にご答弁申し上げたとおり、厳しい指摘があったところであります。なお、今後の観光に関連する補正予算についてはないものと理解しております。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 産業建設常任委員会に出された観光客誘致促進緊急事業の積算根拠の内訳を見ますと、全体の65%が委託料と補助金なのです。残りの35%はPR事業と。つまり何を言いたいかというと、この65%の中の委託料、夏休みの体験メニューや地場産品の引きかえ業務、誘客宣伝業務、これが454万円で25%なのです。こういうのもすぐ消化してしまう。問題は残りの補助金の720万円のところの3万円くれて幾ら云々というところなのだが、PRというのはやらなければ絶対来ないし、使ってしまうのです。今言った残りの65%の部分も、私はほとんど遊びの余地がないというふうに思う。俗に議会と言う縛りをかけてということであると、事業の拡大や見直しをもっと含めてやれというのだが、私はこの予算では縛りもくそもないだろうというふうに思っているわけです。そういったところを十分審査したのかどうか、お尋ねをしておきたいのが1点。

それともう一点は、先ほどお答えにありましたが、今後こういった予算はないだろうというお話ですが、きょうもニュースでやっていましたが、5月の消費動向の落ち込みは駆け込み需要の反動で大きいというのを昼にやっていましたが、もっともっとこれ大きくなっていく中で、私は観光を主としてやる佐渡市政ならばもっとしっかりと構築をして、きちんとした予算を入れていくべきだ。だから、今回私見ると単純な継ぎはぎやその場しのぎの予算になっているのではないかとこのことを疑問を呈したわけですが、本来ならこれだけ厳しい意見がつくのなら、議会としては否決するなり、もしくは最低限のものだけに減額修正をして、残りの予算はもっときっちり再計上させるというのが議会としての温情ではないかというふうに思うのですが、その辺はどのように対応しましたか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 中川直美議員の2回目の質問にお答えします。

ご指摘のことににつきましては、委員会では事業の見直しの内容についての具体的な議論は行っておりません。なお、委員会では一部の委員から市長が事業内容の見直しを行い、我々議会に対しその内容説明を説明するまではこの予算の執行を停止すべきとの意見もございました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君の3回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 冒頭の1回目の答弁で委員長のお答えにありましたが、私の理解でいうと今回の予算は、住宅リフォームも入っていますが、緊急の緊急の経済対策だと、そしてひいては市民の暮らしに期するものだという答弁があったわけですが、再度確認だけはしておきたいと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 中川直美議員の3回目の質問にお答えします。

我々委員会も今後しっかりと審査を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第73号についての質疑を終結いたします。

これより議案第73号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、さきに議決いたしました議案第73号及び議案第82号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、加賀博昭君。

〔市民厚生常任委員長 加賀博昭君登壇〕

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第66号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法の改正に伴い、佐渡市税条例の一部を改正するものであります。主な内容は、車体課税の見直しに伴う軽自動車税の税率の改正と地域間の税源の偏在性の是正措置に伴う法人市民税の税率の改正等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第69号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津病院の診療科である歯科を歯科口腔外科に改めるため、佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第74号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額に40万円を追加し、予算総額を7億2,770万円とするものであります。内容は、社会保障・税番号制度導入に伴う後期高齢者医療システム改修委託料を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第75号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成26年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額に110万円を追加し、予算総額を84億2,690万円とするものであります。内容は、社会保障・税番号制度導入に伴う介護保険事務処理システム改修委託料を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第78号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年所得の確定等により行った本算定の結果を受けて、保険税の税率を改めるため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。意見。平成26年度本算定の結果、1人当たり約9%の値上げであり、標準世帯（夫婦と子供2人、所得300万円）の保険税は61万2,300円で、前年度の55万9,000円に対し5万3,300円の増額である。一方、保険税の滞納額は3億1,689万8,000円になっており、これの一部収納で保険税の値上げは必要なくなる。市民生活課は、保険税徴収に係る人員を配置したというが、体制が弱く、未収金の改善につながっていないものと判断する。この事実を踏まえて、市長は直ちに善処するよう強く指摘する。

議案第83号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額に1億5,849万5,000円を追加し、予算総額を71億5,949万5,000円とするものであります。内容は、国民健康保険税の本算定に伴うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第78号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 2点ばかりお尋ねをいたします。

本会議の議案上程のときにも私は質疑をしたのでありますが、議案の上程の理由は、1つは本年度の所得の確定に伴いということと、ルール化をされている税の軽減措置の拡充に伴うものだということだったのですが、余りそのときには明快な答弁もなかったものですからお聞きをするわけですが、国保税の所得割は収入から本人の基礎控除を引いたものでしかなく、最低限の生活費に課税しないという税の基本的な考えの所得税の課税所得と大きく違うわけでありましたが、今回のこの大幅な値上げは根本的に無理があるのではないのでしょうか。その辺はどのような審査をされたのかお尋ねをしたい。

2点目は、これは記入間違いで人になっていますが、世帯です。軽減の広がった部分でいいますと、4月時点では5割の1,254世帯、現在では1,508世帯というふうに聞いていますが、2割軽減についても4月時点では1,079世帯だったものが現在では1,219というふうに伺っているわけでありましたが、結局大幅な値上げですから2割の人が5割に行っても大した軽減になっていないのではないかというふうに私思うのですが、その辺はどのように審査されたのか、いわゆる軽減効果が極めて薄くなっているのではないかと思うのですが、どのようになっているのか、できれば具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、加賀博昭君。

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） これは異例でございますが、委員長質疑に対して資料を渡すというのは恐らくこの議会で初めてだと思う。これを見てから私が申し上げる。まず、基本的に申し上げますが、私はこの大幅な値上げについては我慢がならぬ一人。したがって、何らかの改善がなければ私が反対討論に立って、つまり少数意見を留保して反対討論をする立場でございます。若干市長のほうで善処するかの発言等がありましたので、私が委員長報告をしたということでございます。そこで、今中川直美議員には資料をお渡しいたしました。あなたは、今年度の確定に伴い、それ以前に質疑をした数字を第1回目の質問では、今回の値上げは根本的に無理があるのではないかという質疑にずばりお答えいたします。これは、24年度において27年度に向かって国保税をなだらかに上げるという計画を不用意にも議会がこれを議決してしまっておる。市長は、それに基づいて今回の国保の値上げをした。しかし、24年度当初では消費税の値上げとかそういうものが実際に行われるということが想定されない前のものであり、今日のそれを踏まえて考えるべきであるということは中川直美君の言うのと私の言うのが同じでございますので、私個人としてはやはり根本的にそういう問題がはらんではおるけれども、しかし無理があるかないかということはこの後の問題でも触れますけれども、いずれにしても今の国保の本算定による値上げというのは本当に苦しい生活をしておる市民にとっては大変な話である。ある市民はこう言いました。市会議員は26万数千円の報酬をもらっておる。少ないという人もおるけれども、我々からすれば高禄をはんでいと申し上げたい。もっと俺たちの生活真剣に考えてくれという要望がございますから、その点では私はそう思います。しかし、委員会としてはこれは今回の本算定を採択しておると、こういうことでございます。

次に、2点目について申し上げます。国民健康保険条例第4条というのがございます。これは、被保険者の所得割額、つまり33万円、この所得割に33万円を控除した残りに対して税をかけるわけでございますが、中川直美君は軽減に関する、つまり5割軽減、2割軽減について実数を挙げて質問しておりますので、

ただいま私があなたに資料を差し上げておるわけでございます。わかりやすく申し上げますと、25年度5割軽減というのは1,565人おったわけでございます。26年はどういうふうに変化したかということ、2,815人、つまり比較でいうと1,250人ふえておるということでございます。だから、したがってこの人たちに対する軽減措置を行わなければならない。そこで、ご存じだろうと思いますが、念のために申し上げます。いいですか。では、この資料を差し上げてありますが、5割軽減という、つまり半分まけますよというのが25年度は1,565人いた。それが26年度には2,815人。1,250人ふえておるということでございます。では、5割軽減とは何ぞや、収入178万円で3人家族がおると5割軽減になります。2割軽減というのは、266万円の収入で3人が暮らしておるという場合は2割軽減ということになるわけでございます。結論的に申し上げますと、本算定によって生まれた現象は25年度8,493人は9,668人となり、実に1,175件ふえておるということですから、つまり生活が大変な人たちはふえておる。それが帳消しになるのではないかという中川議員には、そうはなりませんねということをお願い申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 数字が並べられて聞いている方もわかりづらいのしょうけれども、私も計算途中だったので計算し切れなかったのですが、今委員長がお答えになった5割軽減の例えば医療分の一般でいいますと、ここに資料あるからよくわかるのですが、ちょっと計算最後までいけなかったのですが、1,250人ふえたわけですね。ところがどっこい、軽減額でふえた分は1,324万円なんです。逆にこれを割れば1人分、総体で見るという話で、私は軽減が悪いと言っているわけではなくて、今回の国の法の改正の中ではこの分ぐらいしかいいところないのだけれども、国保税そのものを値上げをすれば、確かにこの軽減が薄まるというのは間違いないということです。しかも、具体的に言ったのでお尋ねをしておきますが、全世帯における国保の2割から7割の軽減というのは非常に大きくて、逆に言えばほとんどの人が軽減されているわけなのですね。どのぐらいの割合を占めているか、聡明な委員長ならご承知だと思うので、お教え願いたいのが1点であります。

もう一点は、先ほど3人家族で170云々と言いましたが、市民厚生常任委員会に示された家族4人、子供2人、これ私16歳未満として計算をしましたが、課税所得が300万円だと。国保の場合は収入から基礎課税、本人の基礎控除、33万円しか引いていないのです。普通だとここに奥さんの配偶者控除、子供の年少控除、これ33万ずつ引くのです。なおかつ去年払った55万9,000円という国保税が引かれるのです。なおかつ国民年金を払っているわけだから、ここから36万960円、2人分引かれるのです。わかりにくいですが、所得税の課税でいったら今言ったの300万円から引くと何と99万円にしかならないのです。今税法の改正で年少扶養控除とられていますが、それを今の現行制度でやっても165万円しかならないのです。こうやって見ると、委員長も高いということは勘弁ならぬということなのですが、だとすれば委員会としてこういった市民の暮らしが厳しいときだからこそ、やっぱり引き下げるべきだ、百歩譲って値上げしないという結論を出すべきだったのではないかと。残念ながら全会一致で値上げ賛成ということなので、私は非常に残念に思っているのですが、この2点についてお答えください。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、加賀博昭君。

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） 先ほども申し上げましたけれども、国民健康保険税条例というものの

の第4条に、わかりやすく言うと国民健康保険税の所得の計算というのは所得総額から33万円を引いたもので計算をすると。それは、地方税法314条の2第1項に基づくものであるというふうになっておる。そして、地方税法の314条の2の2項というものには先ほど私が申し上げました所得から33万円を控除したものに税をかけますよと。だから、この仕組みというのはいいか悪いかは別にして、法律上こうやって決まっておるわけだから、これはこれで直ちに我々佐渡市だけで変えるということとはできない問題でございます。ただ、そうやって計算したものが高いか安いかにということになれば、今の経済状態、なにか消費税が8%になった現在、農民、漁民、自営業、この諸君に係る国民健康保険税というのは高いということとは私どもは認識をしておるところでございます。ただ、委員長報告を見てもらえばわかりますけれども、委員長報告では3億を超える国民健康保険税の滞納、それは300万しか回収をしないで国保税を上げるとは何事だということは委員長報告の中に意見として申し上げ、この後が大事なのです、市長は直ちに善処するよう強く指摘するという、これは意見の中では直ちにやれという指摘をしておるわけでございます。市長もこれは痛く感じたのか、来年は体制を整えて本格的に徴収体制をしくと、そして国保税を上げないように努力したいということが一部開陳されたというふうに聞いておるから、私どもは百歩譲って来年の本算定において引き下げ努力をするということを期待して当面はこのようにした。これには理由がある。ちょっと国保にかけてはそう人後に落ちない私が申し上げるのですが、国保税を引き下げたり、国保税を改善するのはこの本算定のときしかない。その本算定というのも7月7日までにやらなければならない。そういう極めて切迫した中での審査ということで、やむなく私どもとしては、もう一回言います、市長は直ちに善処するよう強く指摘するという厳しい意見をつけて私どもは今の委員長報告を行ったというものでございます。中川直美君も多少勉強しておると思うのでよくわかると思いますが、私が特にかみ砕いて、法律、条文まで引いてご答弁をしたというのはそうない答弁だと思います。

終わります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君の3回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） かみ砕いたので余計わかりにくくなっていますけれども、そこでちょっとお尋ねをしたいのです。1つは、おっしゃるとおり税をどうかけるかというのはあるのだけれども、税率をどうするかというのは佐渡市の仕事です。だから、値上げしなければよかった。1点。

もう一点、そこで委員長が極めて強調した意見がついている直ちに善処するよう強く指摘すると、私はこれは本当にいいことだと思うのです。ただ、委員長が言ったように来年待つなんて、そんな状態では市民の暮らしはないと思います。私は、これを読んだときに直ちにというのだから、9月議会を待たずに国保の補正が出てくるのかなというふうに理解したのですが、委員長のご理解ですと来年に出てくる遅い直ちという理解にとったのですが、例えば先ほど一般会計でありましたが、多くの議員がとんでもない問題がある観光の補正予算だというのだけれども、そうはいっても緊急の緊急だということで深刻な経済状況の対策をやったわけだから、こういった市民の暮らし、しかも第一義的に命に直結しているこういったものにこそしっかり経済対策として金を入れていくべきだと私は思っていますが、その辺は十分審査されたでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、加賀博昭君。

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） 加賀博昭が委員長をやっておるのです。したがって、審査については微に入り、細に入り、皆さん方から委員会終了後、委員長が意見をつけた内容について市長に申し上げたいというような措置もとりながらやってきたということでございます。重ねて申し上げます。先ほど申し上げました。7月の7日までに市長が今の条例、それから補正予算、これを取り下げて、そして再提案をするという道しかないのです。私が市長ならやりますが、市長はやれ得なかったということでございます。ただ、議会が指摘した3億数千万に上る国保税の滞納ということについては議会の指摘がもっともである、それで私は直ちに対応するということで仄聞するところによると、各支所、それから行政サービスセンター長を動員して、それに税務の職員を加えてこれに取り組むのだ、そして来年度は下げたいのだと、努力したいのだということが見えてきたから、私どもはとりあえずはそういう措置をとった。私どもがもう一つやるという方法があるのです。6,400万の予備費を補正するという方法があるのです。しかしながら、これをやるには条例改正からやらなければならないという難点がございます。今これをやれるのは、失礼けれども、私しかいないと思います。しかし、それを全委員の要求、意見とするには若干時間が足らなかったということで、今中川直美君の3回目の質問にお答えをしたところでございます。7月7日まででないと絶対に予算の修正ができないのだということを改めて申し上げて答弁にかえます。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第78号についての質疑を終結いたします。

これより議案第78号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第83号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。ただいま議案となっている国民健康保険税の値上げについて反対の討論を行います。先ほどもう採決は終わってしまっていますが、第82号の一般会計の3号も国民健康保険税と一体のものであります。討論を行います。

国民健康保険の大変な根本的な原因は、国民健康保険法にも明記をされている社会保障ということを国が投げ出して、国が責任放棄をしていることであります。1984年の医療費45%の国庫補助率を給付費の50%に変えた、これは非常にわかりやすい事例でありますし、その後も事務費などの本来の負担を一般財源化などで行ってきました。近年では、小泉構造改革の三位一体改革では国庫負担を県の負担、市町村の負担に転嫁をさせていることはご承知のとおりであります。これは数字を並べてみればわかることであります。国の責任後退が一番大きいわけでありましたが、こういった深刻な状況だからこそ、先ほどの観光予算ではないが、第一義的な市民の命と健康にかかわることに佐渡市政は一生懸命になるべきだ。3つの点から簡単に指摘をしておきたいと思います。

先ほどもお話がありましたが、例えば私はこの間も取り上げていますが、みずほ総研の、消費税増税導入前ですが、試算では年収300万円以上が年間6万2,000円の増になる。先ほどまた多くの議員が賛成をされて、住民税のやつが通りましたが、これは軽自動車税が1.5倍に増税される、7,200円から1万8,000円、佐渡の庶民にとっては必需品である自動車、住民の足になっている軽自動車税の値上げです。また、住民税も値上げをされました。現在イラク情勢の緊迫による原油高騰に伴う各種製品の値上げ、毎日の車のガ

ソリン代、ずっとうなぎ登りであります。加えて、年金の引き下げが次々行われています。こういった状況だからこそ、ここは市が頑張って引き下げしない、そういった姿勢をとるべきであります。

2番目、国民健康保険は人口の6万2,400人世帯に対して、後期高齢者は追い出されてしまいましたから大分少なくなったのですが、それでも人口の26%の1万6,000人、世帯の約4割の9,700世帯が加入をしている大きなものであります。言うまでもありませんが、この国保世帯の特徴というのは他の医療保険制度に比べれば低所得者ばかりが入っているというのが状況です。例えば会社で働いていた人が現役をリタイアすれば国保というところに年をとって入ってくるから、医療費が上がるのは当然なのであります。加入世帯の中で、先ほどもちょっと言いましたが、先ほど言った90万円とかになる国保の課税所得の人が、300万円以下の人が8割なのです。一般的にワーキングプアの所得と言われている国保の課税の200万円以下が71%にもなっているわけであります。そして、全世帯の6割が先ほど問題になった軽減世帯になっている。つまりほとんどの方が低所得者だという中で、ここに先ほど言ったような増税が加わっている中で佐渡市自ら観光には緊急対策だといってわけのわからぬ予算はやるが、市民の家計を支える、命を支える健康保険は値上げするというのは、私は到底認めることはできないものであります。この間も指摘をしてきましたが、全国の保険者の中ではこれまで一般会計からの繰入れをずっとやってきています。佐渡市は去年始めたばかりであります。そういった意味でも市民の暮らし、命を大事にする市政にすべきだ、このことを強く申し上げたいと思います。

最後に、日本一お客様に愛されて選んでもらえるなどと言いますが、市民がこういった苦しい状況の中でとても理解をできないということを強く申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第78号及び議案第83号についての討論を終結いたします。

これより議案第78号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、さきに議決いたしました議案第66号、議案第78号、議案第83号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

〔産業建設常任委員長 中村良夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第67号 佐渡市誘致校奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、誘致校へ入学する者の負担軽減を目的に、奨学金の対象範囲を学費の全額に拡大する等のため、佐渡市誘致校奨学金貸与条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第68号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、中高野単独住宅について市営住宅の用途を一部廃止するため、佐渡市営住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第79号 訴えの提起について。本案は、市営住宅を権原なく占有している者に対し、建物の明け渡し及び未払い家賃等の支払いを請求する訴えを提起することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第80号 訴えの提起について、議案第81号 訴えの提起について。以上2議案は、長期にわたる市営住宅の家賃滞納者に対し、建物の明け渡し及び未払い家賃等の支払いを請求する訴えを提起することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これより産業建設常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第76号

○議長（根岸勇雄君） 日程第2、議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員中川郁子氏の任期が平成26年9月30日をもって満了となるため、その後任に戸田ひとみ氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

〔5番 坂下善英君、15番 村川四郎君退席〕

日程第3 議会議第1号

○議長（根岸勇雄君） 日程第3、議会議第1号 佐渡市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

なお、本案については村川四郎君及び坂下善英君が除斥の対象となるわけではありますが、両人は既に退場されております。

それでは、お諮りいたします。議会推薦の農業委員会委員金子克己君及び近藤和義君が4月30日付で辞任したことに伴い、新たに村川四郎君及び坂下善英君を指名することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員に村川四郎君及び坂下善英君を推薦することに決定いたしました。

〔5番 坂下善英君、15番 村川四郎君入場〕

日程第4 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各常任委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（根岸勇雄君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成26年第5回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって本定例会に提案をいたしました議案につきまして、ご審議をいただきましたことにつきまして厚くお礼を申し上げます。

さて、今議会の一般質問の際には、人口減少問題、少子化対策に係る多数のご質問をいただきまして、これは佐渡市だけに限らず日本全体の問題となっており、国の成長戦略でもその対策が示されたところがあります。佐渡市もこれを最重要課題と位置づけ、官民一体となって取り組んでまいり所存であります。また、より広く市民の皆様方の声を市政に反映するため、本年も昨年に引き続き市長とのタウンミーティングを8月から10月にかけて各地区で開催する予定でございます。ぜひ多くの市民の皆様からご参加をいただき、重要課題について活発な意見交換を行い、市民の皆様方の声を今後の市政に反映させてまいりたいと考えております。

安倍政権の経済政策、いわゆるアベノミクスの第3の矢である成長戦略の骨格が固まり、議会開会中の13日に公表されたところであります。法人減税に踏み込むほか、岩盤と呼ばれた雇用、医療、農業分野の規制に風穴をあける姿勢が示されました。今後国から示される制度設計をしっかりと見据え、さらに独自の取り組みを含め、これからの市政執行に心して臨む所存であります。

最後に、議員の皆様におかれましては暑さに向かう折、くれぐれも健康にご留意いただき、市勢発展のためご活躍くださいますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

○議長（根岸勇雄君） 以上で会議を閉じます。

平成26年第5回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 根 岸 勇 雄

署 名 議 員 浜 田 正 敏

署 名 議 員 岩 崎 隆 寿